

平成22年第6回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成22年11月29日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について (町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 5 議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	北條清

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は14名であります。

遅刻届が8番、小林 盛君から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第6回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岩村文郎君び8番、小林 盛君を指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、承認第1号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

第6回臨時会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

ただいま上程されました承認第1号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、町営温泉まほろばの湯の温泉施設の改修に伴うものであります。

町営温泉まほろばの湯は、10月25日の定期ポンプ交換作業において、源泉の鉄管内に温泉スケールの付着が著しく、ポンプの交換ができない状態になりました。現在、温泉は休館しており、早期の復旧に向けて対策を講じるものであります。まほろば温泉は塩分を含んだ源泉で、定期的な浚せつ工事が必要となり、今回で2回の浚せつ工事となります。なお、内部鉄管の腐食も進んでおり、入り口上部を新たな管で補強する工事もあわせて実施をいたします。11月1日付で補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

その補正額は1,100万円となり、補正後の予算総額は75億9,500万円となります。補正予算の内容を申し上げますと、商工費でまほろばの湯施設管理費は、浚せつ工事、内部カメラ

検層、5インチ管補強等の経費を計上いたしました。これらに要する財源は繰越金を充てることといたしました。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第4、議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬

及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

人事院は去る8月10日に国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間給与との比較における較差解消のため、基本給の0.1%を引き下げ及び50歳後半層の1.5%を引き下げ、また期末勤勉手当のボーナスの0.2月の引き下げ等の勧告を行いました。これを受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても、国に準じて実施することとし、給与改定に関する条例を改正するものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明申し上げます。

今回の改正内容は、本年8月の人事院勧告に基づき、職員の月例給与及び期末勤勉手当、町議会の議員及び町長、副町長の期末手当等につきまして、引き下げを行うものであります。

主な改正内容について、参考資料2により説明いたします。

まず、職員月例給与の引き下げの改定でございますが、若年層の職員を除き平均0.1%を減額し、月額にして200円から500円の引き下げを行うものであります。約65%の職員が該当し、1カ月当たり8万7,000円、年額にいたしまして104万2,000円の減となります。また、55歳を超える課長級職員については、一定率1.5%を月例給与から減額をして支給するものであり、現在対象職員は19名、1人当たりの平均月額およそ6,400円、年額にいたしまして全体で146万5,000円の減額となります。

次に、期末勤勉手当の支給月数の引き下げの改定でございますが、二段階の改正となっております。まず、議会の議員及び町長、副町長の期末手当につきましては、本年12月期の期末手当を0.15月引き下げ1.5月とし、年間では2.95月とし、来年4月1日施行の第二段階として6月期と12月期の支給月数を調整するものであります。

一般職員及び課長等の特別幹部職員についても、同様に二段階の改正となっております。まず12月期の期末勤勉手当の支給について、期末手当は0.15月、勤勉手当は0.05月の合わせて0.2月引き下げ、年間で4.15月を3.95月とし、来年4月1日施行の第二段階として6月期と12月期の支給月数を調整するものです。なお、教育長については、一般職員と同様であり、

また再任用職員、再任用特定幹部職員についても改正を行いますが、現在該当がありませんので、説明を省略いたします。

附則は、施行日を定めたものであり、来年の6月期及び12月期の期末勤勉手当については、平成23年4月1日から、これ以外については本年12月1日からとするものでございます。なお、職員の給与に関し附則の第2項において減額調整の措置を規定しております。これは年間給与の比較において、公務員給与と民間給与の均衡を図る観点から所要の調整を行うもので、本年4月から11月までに既に支給された給与及び期末勤勉手当等の0.28%を本年12月期の期末手当において減額の調整を講ずるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 総務課長のほうから説明を受けたんですけれども、全体的に年間どのくらいの削減になるのかを教えてくださいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回の改定によりまして、議員におきましては年間で約56万円、町長、副町長におきましては26万円、職員、教育長を含んでおりますが、これにつきましては1,680万円の減となります。

以上です。

議長（川上要一君） いいですか。

2番（益子輝夫君） はい、大丈夫です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今、総務課長からも説明を受けたんですが、私たち議員含め、特別職の給与のカットについては賛成なんですけど、一般職員の給与をカットすることは職員の家族や家庭にいろいろな影響を及ぼすということが一つあると思います。

それともう一つは、町内においての消費の停滞というんですか、マイナスになるという面からもやっぱり職員の待遇を引き下げることになるし、家庭においてもそれなりの、ボーナスや何かにも影響するという事で、地域の経済にも、この町の経済にも影響すると思いますので、私はたとえ人事院勧告であってもやっぱり反対ということをお願いしたいというふうに思います。

議長（川上要一君） ただいま益子輝夫君から議案第3号について反対ですね。

ほかに討論はありませんか。

討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議がない方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、今期臨時会の会議に付されました事件はすべて終了いたします。

した。

会議を閉じます。

これにて平成22年第6回那珂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立ください。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時17分